【別記１】

令和８年度県産水産物レシピコンテスト業務委託仕様書（企画提案用）

１　委託業務名
令和８年度県産水産物レシピコンテスト業務委託

２　業務期間
契約締結の日から令和９年１月 31 日まで

３　業務の目的
水産資源が年々減少傾向にあることを踏まえ、水産資源を有効に活用し、県産水産物の認知度向上及び消費拡大を図るため、レシピコンテストを開催する。

また、低・未利用魚等を活用したレシピ開発を促すことで、低・未利用魚の認知度向上を図り、新たな需要を創出することを目的とする。

４　委託業務の内容
（１）料理レシピの募集・受付等
・山形県で漁獲・養殖されている魚介類を使用したレシピを広く募集すること。

なお、レシピ募集にあたっては、低・未利用魚を利用した原料及び加工品等（※）を利用した場合は、加点配分するなど、低・未利用魚を利用したレシピ開発するよう促す方法を企画すること。

（※例：山形県水産技術振興センター水産研究部で開発した水研魚醤等）

・応募区分は、一般県民部門、学生部門（高校生以上の学生）の２区分とする。

・募集方法を企画し、発注者と協議の上、募集を実施すること。募集の周知方法はWebを基本とし、必要に応じて、チラシ等でも対応すること。

・募集の受付、問合せ対応等の業務を行うこと。

（２）レシピの審査及び優秀レシピの選定
①　レシピ審査について

・審査は書類審査（一次審査）及び実食審査（二次審査）を基本とした審査方法を企画し、県と協議のうえ、審査運営を行うこと。

・審査員は県が指定する者（想定３名）とし、審査後は、県が別に指定する金額の謝金を支払うものとする。

②　優秀レシピ選定について

応募区分ごとに最優秀レシピ１点、優秀レシピ２点を選定すること。

（３）表彰式開催について

① 表彰式

表彰式を発注者と協議の上、原則として、令和８年 11 月～12 月の間に１日開催する予定の「魚まつり」（仮称）の中で開催すること。

ただし、日程の都合等により、イベント内での表彰式の実施が困難となった場合はこの限りではない（開催日時の詳細については、発注者が別に指定する）

② 表彰状

コンテスト受賞者に贈呈する表彰状を作成すること。

（４）アンケート調査の実施

発注者と協議の上、事業効果を測定することなどを目的とするアンケートを作成し、表彰式の参加者等に配布し、回収、集計等を行い、とりまとめた結果を発注者に報告すること。

５　成果品

上記４の内容について報告書を作成し、発注者に納品する。

なお、報告書の内容、取りまとめ方法等について、事前に発注者の確認を受けるものとする。

６　その他

（１）委託業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

（２）本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て発注者に移転するものであること。

（３）個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（４）事業実施により得た情報（個人情報を含む。）等については、すべて発注者に帰属するものとする。

（５）本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

（６）本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し、承認を得なければならない。

（７）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。

（８）委託事業に係る関係書類は委託事業を終了した年度の翌年度から５年間保存すること。

【別記２】

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保有の制限）

第３　受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

２　受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第７　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

２　この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

２　受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（安全管理の確認）

第10　発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（事故発生時における報告）

第11　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（違反した場合の措置）

第12　発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。